

平成30年11月1日

## 奨学生であった皆様へ

和歌山信愛女子短期大学

本学での学業を終えられ、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様には、2018年10月より奨学金の返還が開始されています。

奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、口座番号の記入間違いや、現金の残高不足により、最初の引き落としができない方がいます。くれぐれも最初の引き落としには注意しましょう。返還金が3ヶ月分、4ヶ月分と溜まってしまうと、なかなか一度で返還するのは困難となってしまいます。そのようなことがないように、本学では、在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて《注意喚起》のために、掲載しています。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度の仕組みがありますので、下記の《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。ご相談の際には、奨学生番号を担当者にお伝えください。

すでに返還していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続きは必要ありません。

また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願い致します。

### 相談窓口

日本学生支援機構相談窓口

TEL 0570-666-301

海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話の専用ダイヤル

TEL 03-6743-6100

### 詳細

詳細は、以下のURLをご確認ください。

日本学生支援機構 Web サイト「返還中の手続き」

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>